

## 令和 4 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

- ・開催日時 令和 5 年 2 月 13 日（月）午後 3 時 45 分から午後 4 時 45 分まで
- ・開催場所 名古屋銀行協会 2 階 201 号室
- ・出席者 服部 達哉（名古屋市医師会会長）、山根 則夫（名古屋市医師会副会長）、錦見 尚道（日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院院長）、梶田 泰一（名古屋医療センター副院長）、後藤 百万（中京病院院長）、都島 誠一（名古屋市歯科医師会会長）、河内 尚明（名古屋市社会福祉協議会会長）、松原 史朗（名古屋市保健所長）、浅野 正敏（名古屋市健康福祉局長寿社会企画監）、加藤 裕（西名古屋医師会会長）、田中 勝己（西春日井歯科医師会会長）、宮田 壮一（西春日井薬剤師会会長）、今村 康宏（済衆館病院理事長）、長谷 恭子（西春日井地区学校保健会副会長）、池山 和徳（社会福祉法人豊山町社会福祉協議会会長）、杉浦 恵子（北名古屋市民生児童委員協議会会長）、岡島 剛（愛知県食品衛生協会清須支部支部長）、佐藤 あつ子（清須市女性の会会長）、伊藤 千里（清須市食生活改善推進委員協議会会長）、入山 八三郎（愛知県健康づくりリーダー連絡協議会清須支部支部長）、加藤 久喜（清須市健康福祉部長）、青山 美枝（北名古屋市市民健康部長）、日比野 敏弥（豊山町生活福祉部長）、神藤 一成（西枇杷島警察署生活安全課長）（敬称略）
- ・傍聴者 0 人

### < 議事録 >

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

お待たせいたしました。定刻より 1 分ほど遅れましたが、ただ今から「令和 4 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。

開会にあたりまして、愛知県保健医療局技監の長谷川から御挨拶を申し上げます。

（愛知県保健医療局 長谷川技監）

愛知県保健医療局技監の長谷川でございます。後方より失礼いたします。

本日はお忙しい中、令和 4 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、先ほど開催した地域医療構想推進委員会から御出席の方につきまして

は、長時間にわたりありがとうございます。また、本会議より御出席の方につきましては、遅い時間から御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃は、当圏域の保健医療行政の推進に、格別の御理解、御協力をいただき、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さらに今般の新型コロナウイルス感染症対応におきましては、関係者の皆様には、多大なる御尽力を賜っており、重ねて感謝申し上げます。

本日は、お手元の会議次第のとおり、議題といたしまして「地域周産期母子医療センターの認定辞退について」及び「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」の2件を挙げさせていただいております。また、報告事項としまして、「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」、御報告させていただきます。

限られた時間ではございますが、活発な御議論をお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

本日の出席者の御紹介ですが、時間等の都合により、お配りしてあります「出席者名簿」及び「配席図」をもって御紹介に代えさせていただきます。

次に、定足数ですが、当会議の構成員は27名で、現在、構成員からの委任を受けた代理出席者4名を含め、24名の御出席をいただいております。定足数である構成員の過半数である14名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、資料の御確認をお願いいたします。お手元の次第の裏面にございます「配付資料」を御覧ください。

#### 【次第裏面により資料確認】

以上でございます。不足がございましたら、お申し出ください。

続きまして、議長の選出をお願いします。議長につきましては、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」第4条第2項の規定により、互選でお決めいただくことになっておりますが、特に御異議がなければ、事務局としましては、先回に引き続き、名古屋市医師会長の服部達哉様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### 【異議なしの声】

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意として、議長は名古屋市医師会長の服部様をお願いします。

服部様、どうぞ議長席にお移りください。それでは、以後の議事の進行は議長をお願いします。

(服部議長)

ただいま、議長に選ばれました名古屋市医師会長の服部でございます。

本日は、皆様の御協力をいただきまして、円滑な会議の運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。皆様の活発な御議論によりまして、有意義な会議となりますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、これから議事に入りますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

当会議は、議題(1)「地域周産期母子医療センターの認定辞退について」は、事業活動情報に該当する発言が出てくる可能性があります。また、公開することによって率直な意見交換を妨げる恐れがありますので、開催要領第5条第1項に基づき非公開とし、それ以外は公開とさせていただきたいと思っております。

また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のウェブページに会議録として掲載することにしておりますので、あらかじめ御承知くださるようお願いいたします。

(服部議長)

よろしいでしょうか。

それでは、議題(1)「地域周産期母子医療センターの認定辞退について」に移りたいと思っておりますので、まず事務局から説明してください。

-----【以下非公開】-----

-----【これより公開】-----

(服部議長)

続きまして、議題(2)「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」です。事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課の福島と申します。日ごろから、皆様方におかれましては、保健医療につきまして、多大なる御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。議題(2)「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」につきまして、御説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料2「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」を御覧ください。「1 趣旨」でございます。都道府県は、医療法第30条の4の規定に基づきまして、医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされております。本県では、「愛知県地域保健医療計画」として、医療計画を策定しており、昭和62年8月の策定から過去9回の見直しを経まして、現行の医療計画に至りました。現行の計画期間が令和5年度までとなっておりますことから、計画を全面的に見直し、次期計画は令和6年3月を目途に公示したいと考えております。

「2 計画期間」でございます。医療計画は、医療法第30条の6第2項の規定により、6年ごとに必要があると認めるときは、医療計画を変更するとされておりますことから、次期計画の計画期間につきましては、令和6年度から令和11年度までの6年間といたします。

「3 見直し方針」でございます。医療計画の見直しに関しましては、国から「医療計画作成指針」が示され、指針に基づき作業を進める予定でございます。現在国において指針の見直しの検討が進められており、参考資料2-1の資料にございますとおり、昨年12月28日に意見が取りまとめられております。本年3月末頃に国から「医療計画作成指針」が各都道府県に提示される予定となっておりますので、その指針を踏まえ、見直し作業を進めることといたします。(1)といたしまして、次期計画につきましても、現行計画と同様に、計画本文及び別表で構成します。(2)といたしまして、現在、愛知県地域保健医療計画とは別に2次医療圏ごとの「医療圏保健医療計画」を別に作成しておりますが、次期計画では、計画本文に統合し、2次医療圏ごとの医療提供体制について一項目といたします。この統合による見直しのポイントでございますが、2次医療圏ごとの記載につきましては、内容に図表を取り込むなど、記載内容を精査し、県民にわかりやすい計画としたいと考えておりますが、統合した場合におきましても、医療圏保健医療計画に具備されている内容につきましては、概ね変更はございません。(3)といたしまして、国の第8次医療計画の記載事項におきまして、新興感染症発生・まん延時における医療を追加し、いわゆる5事業を6事業とすることとされております。次期計画策定にあたっての基本的な考え方といたしましては、現時点では、感染症発生・まん延時の、地域における医療機関の役割分担を明らかにしながら、感染症医療提供体制の確保と通常医療提供体制の維持を図ることとしております。(4)といたしまして、医療計画では、一般病床や療養

病床の整備を図る地域的単位として、2次医療圏を設定することとされておりますが、次期計画においては、地域医療構想の構想区域や老人福祉圏域等を考慮しながら検討を行う予定としております。なお、2次医療圏の設定につきまして、名古屋・尾張中部医療圏は現行計画と同様の設定とする予定としております。(5)といたしまして、医療計画では、一般病床及び療養病床、精神病床、感染症病床、並びに結核病床の整備の基準となる「基準病床数」を定めることとされておりますが、算定方法につきましては、現在、国において検討されておりますので、今後国から示される方法に基づき見直しを行うことといたします。(6)といたしまして、次期計画は、現行計画をベースとして、掲載しているデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」につきまして、見直しを行います。(7)といたしまして、本県が「介護保険事業支援計画」として策定しております「愛知県高齢者福祉保健医療計画」について、次期医療計画と同時に見直しが行われることとなりますが、医療計画の一部として策定いたしました地域医療構想において、在宅医療等の充実強化に向けて、その受け皿となる介護施設の整備について整合性を取っていく必要がありますことから、計画を見直す際も、整合性を図っていきたいと考えております。(8)といたしまして、医療計画の一部として策定いたしました「外来医療計画」及び「医師確保計画」につきまして、計画期間が令和5年度までとなっておりますことから、次期医療計画と同時に見直しを行います。

「4 調査」でございます。医療計画の見直しに際しまして、まず(1)の患者一日実態調査を行います。この調査は、現行の基準病床の提供期間が令和5年度までとなっておりますことから、次期計画の見直しと合わせまして、令和6年度から適用いたします基準病床数を算定するために調査を行うものでございます。(2)その他といたしまして、本県の医療機能情報システムや、病床機能報告結果を活用することとしております。

「5 見直し体制」でございますが、計画の見直し全般に関しましては、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただくことといたします。県全体の計画内容につきましては、医療審議会医療体制部会におきまして、審議、検討を行ってまいります。圏域の計画内容につきましては、圏域の保健医療福祉推進会議におきまして、審議、検討を進めてまいります。具体的な作業につきましては、現行計画の策定と同じく圏域会議の下に「医療計画策定委員会」を設置し、各圏域の内容案を作成することといたします。

資料を1枚おめくりいただきまして、「6 スケジュール」でございます。令和6年3月を目途に、約1年半かけまして医療計画の見直し作業を進めたいと存じます。令和5年2月15日に医療体制部会を開催し、計画の基本方針や構成等を検討いたします。また、2月以降、圏域会議には医療計画策定委員会を設置

していただきたいと考えております。3月29日に医療審議会を開催し、計画の基本方針や構成等を決定する予定でございます。7月に素案検討、患者一日実態調査の集計を開始し、8月末日までに圏域項目（原案）を御提出いただき、10月には試案検討を行い、11月には原案を決定し、翌年1月に関係団体への意見照会及びパブリックコメントを実施いたします。その結果を受けて、原案を修正し、令和6年2月に計画案を決定し、3月の医療審議会におきまして答申をいただき、策定する予定としております。

資料右側には、参考までに「現行の愛知県地域保健医療計画の概要」といたしまして、体系図などを記させていただきました。繰り返しとなりますが、今後、国の作成指針を踏まえまして、計画の基本方針や構成等は改めて御報告させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

（服部議長）

ただ今の事務局の説明について、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。よろしいでしょうか。参考資料2-2が現行の計画ということでよろしいでしょうか。これはいつ策定したものでしょうか。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

参考資料2-2が現行の計画でございます。平成30年度に策定いたしました。また、昨年度に中間見直しを実施いたしましたので、それを反映しているものでございます。

（服部議長）

最新のものということでよろしいでしょうか。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

最新のものでございます。

（服部議長）

他に御意見等はよろしいでしょうか。

それでは、開催要領第4条第4項の規定に基づき、これより採決に移りたいと思います。ただいま事務局から説明のありました愛知県地域保健医療計画の見直しにつきまして、承認される方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。賛成票が過半数に達しましたので、本議題につきましては、承認とします。

以上で、議題は終了しましたので、報告事項に移りたいと思います。

報告事項「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」、事務局から説明してください。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

報告事項「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」につきまして、御説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料 3「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」を御覧ください。愛知県地域保健医療計画では、5 疾患（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）、5 事業（救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療等の機能を担っていただく医療機関につきまして、県で定めております基準に合致していることを確認した上で、別表に記載することとしております。本日の資料では、令和 4 年 12 月 23 日更新において、名古屋・尾張中部医療圏に関しまして、新たに更新手続きを行った箇所を、網掛けでお示ししております。時間の都合もございまずので、主な更新内容の概要を説明させていただきます。

資料 1 ページから 3 ページにかけて記載しております、「がん」、「脳卒中」及び「心血管疾患」の各体系図に記載されている医療機関名につきまして、それぞれ、注釈に記載がございまずが、本県の医療機能情報公表システムの令和 3 年度調査結果等に基づきまして、追加・削除を行っております。資料 2 ページの「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名におきまして、回復期リハビリテーション病棟の届出病院といたしまして、「総合上飯田第一病院」が追加されております。資料 4 ページから 11 ページにかけては、「精神科救急」、「救急医療」、「災害医療」、「周産期医療」、「小児救急医療」などにつきまして各体系図に記載されている医療機関名が記載されており、変更箇所は網掛けとなっております。資料 12 ページ以降につきましても、同様に各項目につきまして記載がされております。説明につきましては、以上でございまず。

（服部議長）

ただ今の事務局の説明について、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。以上で、本日の議事は終了しました。

せつかくの機会ですので、保健、医療、福祉分野に関する御意見等がございましたら、御発言いただきたいと思ひます。

（今村委員）

御説明いただきありがとうございます。2 点ほど確認させていただきたいこ

とがございます。

まず、先ほど感染症について地域保健医療計画に係る議題の際に御説明いただきましたが、御存じのとおり感染症には様々な種類が、例えばエボラ出血熱のような感染症や5類感染症のようなものなどがありますが、今後愛知県として、感染症の対応をする病院を指定するにあたり、感染症をやると手挙げした場合、すべからくエボラ出血熱から5類感染症まで全て対応しないといけないのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

御質問ありがとうございます。次期医療計画の新項目である感染症につきましては、今後、感染症法も踏まえながらやっていくということを聞いておりますので、現時点ではお答えすることが難しいというところです。今後何かございましたら、情報提供させていただきますが、現時点では申し上げることができません。

(今村委員)

わかりました。そうだろうとは思いましたが、実際に実務をしている側からすると、エボラ出血熱はできないけれども、もう少し軽いものならできるといようなところもあると思いますので、柔軟に御対応いただけると良いかと思いません。

次に、参考資料2-1にもございますが、救急についてでございます。資料の14ページ「②具体的な内容(救急医療機関の役割)」に高齢者救急が非常に増えているという現実がございます。私共、民間病院が非常に、様々な疾患を抱えて最終的に自宅で診られなくなった方の受け入れをしておりますが、救急医療をどこまで集約していくかということが日本全体で問題になっていると思っております。脳卒中や心筋梗塞の治療など集約すべき医療と、ある程度分散した方がいい医療が分かれてくるかと思っておりますが、5疾病・6事業につきまして、集約化だけがすべてではなく、どのように分散していけるかと考えたうえで、分散できるものは分散するといった観点で今後、医療計画を考えていただけないかと思っております。高齢者救急はもちろんです。例えば脳卒中におきましても、超急性期の治療を要するところは当然今後集約化していくことになるかと思っておりますが、そればかりが脳卒中の急性期治療ではなくて、そうではない医療機関も様々ありますので、疾患ごとに様々な情報を教えていただいて医療計画の策定に活かしていただけたらと思っております。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

御意見ありがとうございました。医療計画の5疾病・6事業につきましては、それぞれ協議会を設立しておりますので、そこで今後議論ができるよう今回御意見があったことはお伝えいたしますので、よろしく願いいたします。

(今村委員)

ありがとうございます。協議会につきましても、例えばそこに参加している委員の選定から方向性が変わってくると思いますので、先ほど申しあげましたように分散できる場所は極力、様々なステークホルダーの医療機関の御意見をきいていただけるといいかと思っておりますので、よろしく願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

ありがとうございます。

(服部議長)

その他よろしいでしょうか。

例えば、今回6事業目に新興感染症が入りますが、医療機関によっては救急や周産期をやっているところのように、新興感染症の対応医療機関名というものが入ってくるというイメージでよろしいでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

おっしゃるとおりです。6事業として新たに別表に記載されると考えておりません。

(服部議長)

今回の新型コロナウイルス感染症の場合でも、一般救急や脳卒中の救急、感染症の病院が、最初は一般の救急や脳卒中はこちらの病院でとか、感染症の方はこちらの病院でとか分けていました。コロナが最後の方で広がってくると、がん専門病院へコロナの患者が30人以上入ってきたという状況になりました。フェーズによっても異なると思いますが、そういうフェーズを計画の中に反映するというような議論はありますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

感染症の部分につきましては、それぞれのところで平時から感染症まん延時まで行うということですが、詳細がまだでていないためお伝えが難しい状況です。

(服部議長)

ありがとうございます。よろしければ、錦見先生から何か御意見や御感想をよろしいでしょうか。

(錦見委員)

まずは、今お話しいただいたことと、国の考え方がまだ示されていないとのことですので、それを基に今後の方向性を考えていただければと思います。

(服部議長)

ありがとうございます。その他何かございますか。

それでは、意見交換を終了させていただきます。最後に事務局から何かありますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただくことしておりますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。

なお、非公開の議題として、本日配布させていただきました資料 1—1 及び資料 1—2 については、会議終了後に資料を回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いてお帰りください。

(服部議長)

それでは、本日の令和 4 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議は、これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。